政令第七十三号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）を実施するため、この政令を制定する。

（厚生年金基金令の廃止）

第一条　厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）は、廃止する。

（確定給付企業年金法施行令の一部改正）

第二条　確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章　確定給付企業年金の終了及び清算（第五十五条―第六十五条）」を「第七章　確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等（第五十四条の二―第五十四条の七）　第八章　確定給付企業年金の終了及び清算（第五十五条―第六十五条）」に、「第七章の二」を「第九章」に改め、「による中途脱退者等に係る措置」を削り、「第六十五条の八」を「第六十五条の二十二」に、「第八章」を「第十章」に改め、「第九章　他の年金制度との間の移行等（第七十三条―第九十四条）」を削る。

第一条第一項中「（第七十三条において準用する場合を含む。）」を削り、同条第二項を削る。

第二条第二号中「又は法第百七条第一項」を削り、「加入者及び」を「加入者（法第二条第四項に規定する加入者をいう。以下同じ。）及び」に改め、「（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第三号中「又は法第百十条の二第三項の規定に基づき厚生年金基金の設立事業所の一部に使用される当該厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合（第七十三条第二項において準用する第四十九条第二号に掲げる場合に限る。）」を削り、同条第四号中「、第百十五条の三第二項若しくは第百十五条の四第二項又は厚生年金保険法第百六十五条の二第二項」を「又は第九十一条の二十六第二項」に改め、「脱退一時金相当額等（」を削り、「、厚生年金基金脱退一時金相当額（厚生年金保険法第百四十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。第七十三条第六項、第八十八条の三第二項並びに第九十三条第二項及び第三項において同じ。）」を「又は」に改め、「又は年金給付等積立金（厚生年金保険法第百六十五条第五項に規定する年金給付等積立金をいう。）を総称する。以下この号において同じ。）」を削り、「脱退一時金相当額等」を「脱退一時金相当額又は積立金」に改める。

第三条の見出しを「（企業年金制度）」に改め、同条中「次のとおり」を「確定給付企業年金」に改め、同条各号を削る。

第四条第一号中「被用者年金被保険者等」の下に「（法第二条第三項に規定する被用者年金被保険者等をいう。以下同じ。）」を加える。

第二十一条第四号中「第九十一条の二第二項、第百十五条の二第二項又は第百十七条の二第二項」を「第八十二条の三第二項又は第九十一条の十九第二項」に改める。

第三十一条中「厚生年金保険法」の下に「（昭和二十九年法律第百十五号）」を加える。

第五十条の二第一項中「第八十八条の三第二項を除き、」を削る。

第九章を削る。

第六十七条第一項第一号中「厚生年金保険法第百七十六条の二第二項」を「法第九十七条第二項」に改める。

第八章を第十章とする。

第七章の二の章名中「による中途脱退者等に係る措置」を削る。

第六十五条の八を削る。

第六十五条の七第一項中「第九十一条の二第一項」を「第九十一条の十九第一項」に改め、第七章の二中同条を第六十五条の十九とし、同条の次に次の三条を加える。

（積立金の移換の申出）

第六十五条の二十　法第九十一条の二十六第一項の規定による積立金の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。次条において同じ。）が確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して三月を経過する日までの間に限って行うことができる。

2　前項の規定は、法第九十一条の二十七第一項の規定による積立金の移換の申出について準用する。この場合において、前項中「第九十一条の二十六第一項」とあるのは「第九十一条の二十七第一項」と、「同項」とあるのは「法第九十一条の二十六第一項」と、「確定給付企業年金の加入者」とあるのは「企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（確定拠出年金法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。）」と読み替えるものとする。

3　第五十条の二第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項の申出について準用する。

（積立金を移換する場合における加入者期間等の取扱い）

第六十五条の二十一　確定給付企業年金の資産管理運用機関等が、法第九十一条の二十六第一項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該確定給付企業年金の事業主等は、中途脱退者等に係る法第九十一条の十九第二項の規定により連合会に移換された脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は法第九十一条の二十第一項の終了した確定給付企業年金の加入者期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者等に係る加入者期間に算入するものとする。

（中途脱退者等への事業主等の説明義務）

第六十五条の二十二　事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者が当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に積立金を移換することができるものであるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者の資格を取得した者に係る当該確定給付企業年金の給付に関する事項その他積立金の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を取得した者に説明しなければならない。

第六十五条の六を第六十五条の十八とする。

第六十五条の五第一項中「第九十一条の二第一項」を「第九十一条の十九第一項」に改め、同条第三項中「第九十一条の二第一項」を「第九十一条の十九第一項」に、「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の二十第一項」に、「第九十一条の四第一項若しくは第九十一条の五第一項」を「第九十一条の二十一第一項若しくは第九十一条の二十二第一項」に改め、同条を第六十五条の十七とする。

第六十五条の四の表以外の部分中「第二十五条」を「第八条（第四号を除く。）、第九条、第十条の規定は連合会の公告について、第十二条から第十八条までの規定は評議員会について、第二十条の規定は連合会が給付の支給に関する義務を負っている者に関する原簿について、第二十五条」に、「第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項」を「第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項」に、「第九十一条の四第三項」を「第九十一条の二十一第三項」に、「第九十一条の五第三項」を「第九十一条の二十二第三項」に改め、「運用について」の下に「、第五十八条（第三号及び第五号を除く。）から第六十一条まで、第六十三条及び第六十四条の規定は連合会の解散及び清算について、第六十八条、第七十条及び第七十一条の規定は連合会の財務及び会計について」を加え、同表第二十五条の項の前に次のように加える。

第十五条第三項	法第十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める	第六十五条の六各号に掲げる
第十八条第四項及び第二十条第二項	加入者等	連合会が給付の支給に関する義務を負っている者